

瀬戸市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第42号

瀬戸市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市水道事業給水条例施行規則（昭和35年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第13条 削除	<u>(併用住宅の用途の適用基準)</u> 第13条 店舗等の併用住宅に係る条例第30条 第1号の規定による用途の適用については、当該併用住宅における水道使用量のうち家庭用として使用する量と営業用として使用する量を比較して、その使用する量が多いと認められる方の用途をもって適用するものとする。
(使用水量の認定) 第15条 条例第33条に規定する使用水量の認定は、前3期間又は前年同期の使用水量その他使用状況等を考慮して定めるものとする。	(使用水量の認定) 第15条 条例第33条第1号及び第3号に規定する使用水量の認定は、前3期間又は前年同期の使用水量その他使用状況等を考慮して定めるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。